

○ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
。

改 正 後	改 正 前
（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） 第一条の三 法第九条の八第二項第六号に規定する信用協同組合が行う債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 〔一・一の二 略〕	（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） 第一条の三 [同上]
二 法第九条の八第二項第十二号に掲げる事業に付随して行う債務の保証（金融庁長官が定めるものに限る。） 〔三・五 略〕	〔一・一の二 同上〕
2 信用協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）が同条第六項の規定により行う法第九条の八第二項第六号に規定する債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 「略」	二 法第九条の八第二項第十二号に掲げる事業に付随して行う債務の保証 〔三・五 同上〕
二 法第九条の九第六項第二号に掲げる事業に付隨して行う債務の保証（金融庁長官が定めるものに限る。） 〔三・五 略〕 〔3・17 略〕	2 信用協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第六号に掲げる債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 「同上」
二 法第九条の九第六項第二号に掲げる事業に付隨して行う債務の保証 〔三・五 同上〕 〔3・17 同上〕	二 法第九条の九第六項第二号に掲げる事業に付隨して行う債務の保証 〔三・五 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。